

入会された皆様へ



私たち特定非営利活動法人 保育サービスぽてとは、三井住友海上火災保険の「グループ保険」に加入しております。補償内容 等は下記の通りです。ご一読下さい。

提供会員傷害保険・子ども・要介護者傷害保険

グループ活動中に、提供会員本人や預かった子ども・要介護者がケガをした場合に補償されます。

「ケガ」とは急激かつ偶然な、外来の事故によって身体に被った傷害をいいます

保険金の種類	お支払いする場合	お支払い方法	保険金額 (1名あたり)
死亡 保険金	事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合。	死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。	300万円
後遺 障害 保険金	事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金の100%～3%をお支払いします。	(最高) 300万円
入院 保険金	事故によるケガの治療のため、病院又は診療所に入院（入院に準ずる状態を含みます）され、平常の生活又は仕事ができない場合。	[入院保険金日額]×[入院日数]をお支払いします (注) 事故の日からその日を含めて180日がお支払いの限度となります。	3,000円 (日額)
手術 保険金	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のために事故の日からその日を含めて180日以内に手術を受けられた場合。	入院中にうけた手術の場合 [入院保険金日額]×10倍をお支払いします。 (注) 1回の事故につき、1回の手術に限ります。	30,000円 (日額)
通院 保険金	事故によるケガの治療のため、平常の生活または仕事に支障が生じ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、治療を受けることをいいます。又往診も含みます。）される場合。	[通院保険金日額]×[通院日数]をお支払いします。 (注) 事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日がお支払いの限度となります。	2,000円 (日額)

保険金をお支払いできない主な場合

- ・ 故意、自殺、犯罪行為や闘争行為（ケンカ）によって被ったケガ
- ・ 酒酔い運転や無資格運転、麻薬等を使用して運転中のケガ
- ・ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- ・ 地震、噴火、津波、戦争、暴動によるケガ
- ・ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの
- ・ 細菌性食中毒「危険な運動」を行っている間のケガ など

提供会員賠償責任保険

グループの活動中に、他人にケガをさせてしまった、他人のものを壊して法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

保険金の種類	お支払いする場合・お支払い方法	保険金額 (1名あたり)
対人賠償	グループ活動中に第三者にケガをさせ、法律上の賠償責任を負った場合、お支払い限度額を限度に、損害賠償金を支払いします。	2億円／1名 5億円／1事故
対物賠償	グループ活動中に第三者のものを壊し、法律上の賠償責任を負った場合、お支払い限度額を限度に、損害賠償金、訴訟費用をお支払いします。	500万円 ／1事故

保険金をお支払いできない主な場合

- ・ 故意による事故
- ・ 自動車、原付バイクの所有、使用または管理に起因する事故
- ・ 親族間の賠償事故
- ・ 地震、噴火、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- ・ 預かっていた他人の財物についての賠償責任 など

事故発生への対応について

万一事故が発生した場合、ただちに保険請求の手続きをさせていただきますので、ご連絡下さい。また、補償は三井住友海上火災保険の補償金額内とさせていただきます。

特定非営利活動法人 保育サービスぽてと

〒176-0001 練馬区練馬 4-10-14-102

TEL 03-5946-6746

ホームページ <https://www.potato.or.jp>